

東京医科歯科大学

課外活動団体顧問教員指針



平成27年2月19日

学生支援・保健管理機構運営委員会承認

# 課外活動団体顧問教員指針

この指針は、顧問教員として最低限指導すべき事項等を明文化することにより、安心して課外活動にご協力いただけるよう作成しました。顧問教員の皆様には、是非ご熟読願います。

## 1. 課外活動の意義

大学における課外活動は、学生が自主的・自律的に行う正課外の活動です。大学教育における人間形成は、正課教育を通じて行われることは言うまでもありません。しかし、課外活動を通じて広い知的視野を開発し、豊かな情操と健全な心身を育成することも、人間形成の上で大きな役割を果たすものと考えられます。

学生は各自の適正や目的に合った課外活動に自主的に参加することにより、正課教育だけでは得ることのできない経験や、学部・学年を超えた仲間との交流を通じ、豊かな人間性を育むとともに、社会人としての資質を高めていくことができると期待されます。

このように、課外活動は学生の自主性に基づいて自らが選んだ課題を実践することに教育的意義があり、大学ではそのような活動を行っている団体を届出によって課外活動団体として公認し、これらの団体に対しては、施設の貸出、物品の援助や助言等、必要な支援を行っています。

## 2. 顧問教員の役割

各団体には、結成時の届出にあたって、顧問を定めることが義務付けられています(学友会会則第6条及び第7条)。

顧問教員は、日常の練習への立会いや指導監督、合宿や対外試合の引率・同行の義務は負いません。活動についての助言者ないし精神的協力者、また、時には大学との調整等、側面からの支援をお願いします。また、併せてお願いしたいことは、活動中や移動中の事故などの緊急時において、学生支援事務室と連携し、迅速に対応していただくことです。事故への対応は、原則として学生支援事務室が大学窓口となりますが、事故防止のための配慮や助言、学生の精神的なケア、問題行動を起こした学生への注意等、顧問として必要な諸連絡を行っていただく場合があります。

### 【顧問教員の基本的な役割】

- ・ 学生の自主的な課外活動に対する助言・協力
- ・ 課外活動時の安全確保及び事故対応等、大学側との連絡調整

### 3. 事故防止のための配慮について

危険防止は原則として各団体が自主的に配慮すべきものであり、顧問教員が常に指導監督しなければならないものではありません。また、当該活動がスポーツであれば、基本的に危険を伴うものであり、それに参加する者はあらかじめその危険について受忍承諾していると考えられています。

しかし、次のような場合には大学として対処する必要がありますので、顧問教員がこれを把握した場合には、大学へ報告していただくとともに、学生に対しても注意をお願いします。

- ①活動計画等において安全対策上の不備があり、危険が予見される場合
- ②活動団体内で、練習に名を借りたリンチやしごき、ハラスメント行為、未成年者飲酒等の違法行為及び反社会的な行動が行われている場合
- ③施設や設備を危険な状態で使用している場合

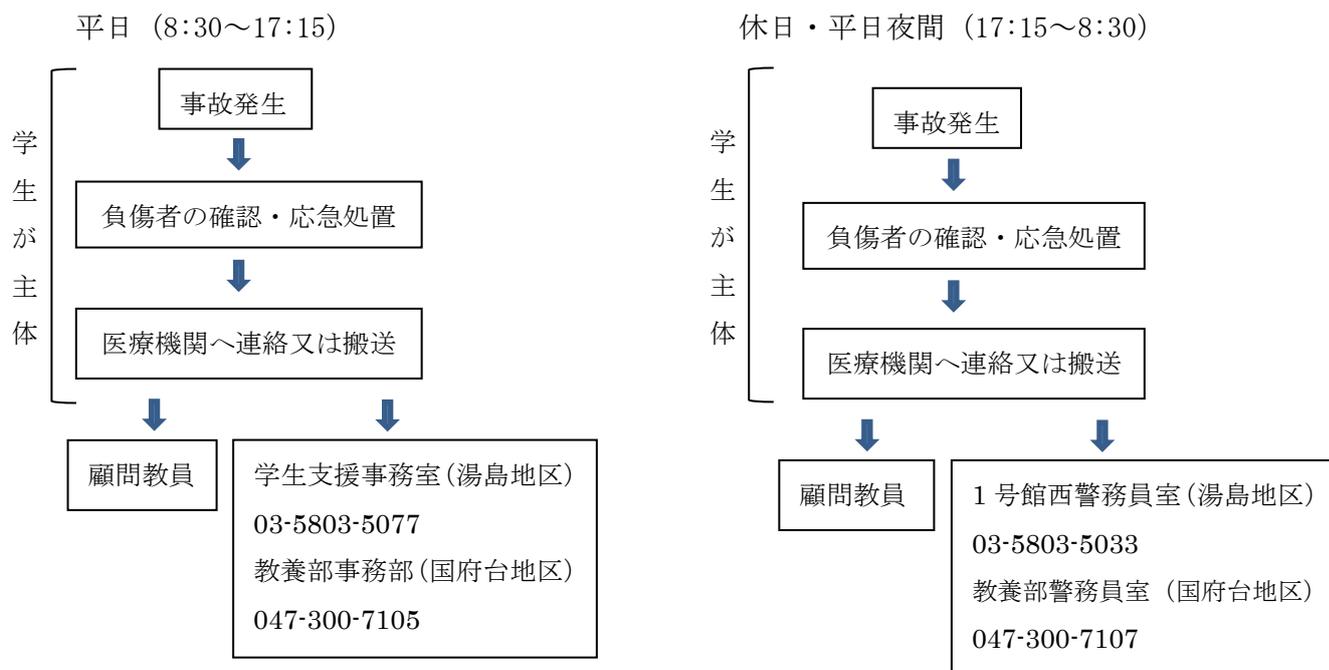
#### 【課外活動中の事故と賠償責任】

基本的には、大学や顧問教員が関与していない活動では大学や教員に賠償責任が発生することはなく、大学や顧問教員に事故の予見可能性があった場合に賠償責任が発生するものと考えられている。

### 4. 活動中の事故への対応

課外活動中に、不幸にして事故が発生し、その第一報が顧問教員に届いたときには(現場に居合わせたときも同様に)、学生に対し以下のアドバイスをお願いします。

- (1) 事故発生時は、学生の生命(安全)確保に対する処置を第一とし、以下の確認又は指示を行って下さい。
  - ・ 負傷者の有無及び負傷状態の確認
  - ・ 適切な応急処置
  - ・ 医療機関への連絡又は搬送
- (2) 事故発生時の連絡先は以下のとおりです。
  - ① 応急手当・安全確保のための連絡を優先してください。
  - ② 湯島地区  
学生支援事務室 (03-5803-5077, 5078)  
夜間及び休日は1号館西警務員室 (03-5803-5033)
  - ③ 国府台地区  
教養部事務部教養教務・支援掛 (047-300-7105)  
夜間及び休日は教養部警務員室 (047-300-7107)



参考	
東京医科歯科大学保健管理センター	03-5803-5081
〃 分室（国府台地区）	047-300-7108
※緊急時は迷わず110番または119番へ！！	

(3) 大学では万一の事故等に備えて、学部学生であれば入学時に傷害保険への加入を義務付けています（学生教育研究災害傷害保険（学研災））。また、学生が任意で加入している保険もありますので、保険の請求手続きを行うよう指示してください。学研災の諸手続きは学生支援事務室で行っています。

## 5. 学生支援事務室へ提出すべき書類・手続き

サークルが、諸活動のために種々の届出等を行う場合には、活動団体の代表者（主将、部長等）があらかじめ顧問教員の承認を得ることになっています。顧問教員には、その都度、書類内容を把握した上で、適切な指導をお願いします。

### (1) 顧問教員の承認印を必要とする書類

- ・ 同好会結成届（更新届）
- ・ 文化部/運動部結成届（廃部届）
- ・ 顧問教員変更届

- ・合宿・遠征届
- ・証明書交付願（スポーツ施設への提出用）

※「合宿・遠征届」につきましては、安全対策・事故防止上の不備がないか、また、万一の事故等に備え、大学やご家族への緊急時の連絡網が作られているか等を確認してください。

(2) 学生支援事務室への提出を必要とする書類（下記 URL よりダウンロード可）

- ・サークル員名簿（半年に1回提出）

URL : <http://www.tmd.ac.jp/campuslife/club/index.html>

この指針に関する問い合わせ先

東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生支援事務室

電話：03-5803-5077

Mail : [kousei.adm@ml.tmd.ac.jp](mailto:kousei.adm@ml.tmd.ac.jp)